

事 務 連 絡
平成 21 年 4 月 30 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

事業運営安定化事業及び通所サービス等利用促進事業の実施について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 20 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営については、平成 21 年 1 月 27 日から適用されているところでありますが、特別対策事業のうち事業運営安定化事業及び通所サービス等利用促進事業においては、別紙の事務処理要領に基づき適正な事業実施につきご配慮願います。

また、各都道府県におかれては、この実施に伴う事務処理要領について管内市町村、関係機関等に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いいたします。

事業運営安定化事業事務処理要領

1 目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従前の月払いによる報酬額の 90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬額の 90%を保障する取扱いを平成 21 年 3 月末までの特別対策として行ってきたところであるが、この取扱いを延長・改正し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 本事業の実施主体は市町村（障害児施設については都道府県、指定都市、児童相談所設置市）とする。

- (2) 旧体系における激変緩和措置

旧体系の報酬上の激変緩和加算（80%保障）については、平成 21 年 4 月以降は廃止となるが、これを事業運営安定化事業（90%保障）に取り込み、従前の特別対策における 90%保障と同水準の保障を行うこととする。

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の 90%を下回る場合に、その差額について助成する。

- ・ 平成 18 年 3 月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成 18 年 9 月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

注 1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。

注 2 地方公共団体が設置した施設を含むものとする。

注 3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

注 4 基準該当就労継続支援 B 型を含むものとする。

- (3) 新体系移行時における激変緩和措置

平成 18 年度から平成 23 年度までの間に、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の 90%を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉

工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター又は障害児施設

注1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

注1 基準該当事業所は含まないものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

注4 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は一の施設として取り扱うものとする。

注5 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。

(4) 生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置

平成21年4月の報酬改定により、生活介護及び施設入所支援の基本報酬単価が、前年度の平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に応じた評価に改められることとなったことから、これにより、当該事業所等の平成21年4月以降における基本報酬単価に人員配置体制加算及び夜勤職員配置体制加算を加えた額が、平成21年3月における基本報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

注1 「(3)の新体系移行時における激変緩和措置」及び「(4)の生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置」のいずれにも該当する場合は、各月ごとにいずれか一方のみを算定できること。

注2 基準該当事業所は含まないものとする。

注3 地方公共団体が設置した施設を含むものとする。

注4 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

3 助成額（利用者1人1日当たり）

次の算式に基づき算定した額とする。

(1) 旧体系における激変緩和措置

ア イ以外の場合

$$\{(\text{助成算定基準数 (B)} \times \text{平成 20 年 4 月改正前の区分 A の所定単位数}) - (\text{実利用延べ日数 (A)} \times \text{平成 21 年 4 月改定後の区分 A の所定単位数})\} \div \text{実利用延べ日数 (A)} \times 0.9 (\text{給付率}) \times 1 \text{ 単位の単価}$$

○ 実利用延べ日数 (A) …… 1 月間の利用者の利用日数の合計数

○ 助成算定基準数 (B) …… 平成 18 年 3 月（又は平成 18 年 9 月）の実利用者数 × 30.4 日（入所） × 90%

平成 18 年 3 月（又は平成 18 年 9 月）の実利用者数 × 22 日（通所） × 90%

イ 通所による他障害の相互利用を行っている場合

$$(\text{助成算定基準単位数 (B)} - \text{実利用延べ日数に係る単位数 (A)}) \div \text{実利用延べ日数} \times 0.9 (\text{給付率}) \times 1 \text{ 単位の単価}$$

○ 実利用延べ日数に係る単位数 (A)

1 月間の身体障害者の利用日数の合計数 × 身体障害者に係る平成 21 年 4 月改定後の区分 A の所定単位数

1 月間の知的障害者の利用日数の合計数 × 知的障害者に係る平成 21 年 4 月改定後の区分 A の所定単位数

1 月間の身体障害者の利用日数の合計数 × 精神障害者に係る平成 21 年 4 月改定後の所定単位数

○ 助成算定基準単位数 (B)

平成 18 年 3 月の身体障害者の利用者数 × 22 日 × 身体障害者に係る平成 20 年 4 月改正前の区分 A の所定単位数 × 90%

平成 18 年 3 月の知的障害者の利用者数 × 22 日 × 知的障害者に係る平成 20 年 4 月改正前の区分 A の所定単位数 × 90%

平成 18 年 3 月の精神障害者の利用者数 × 22 日 × 精神障害者に係る平成 20 年 4 月改正前の所定単位数 × 90%

(2) 新体系における激変緩和措置

ア 旧支援費施設が移行する場合

① 新体系移行前月に旧体系における激変緩和措置（90%保障）の助成を受けている場合

（新体系移行月の前月における給付単位数－新体系移行後の各月の給付単

位数(E))÷新体系実利用延べ日数(D)×1単位の単価

注 新体系移行前月に助成を受けていた場合であっても、平成18年4月から9月までの間に定員の増を行っていた場合にあっては、次の②の方法によって計算して差し支えないこととする。

② 旧体系における激変緩和措置(90%保障)の助成を受けていない場合

{(助成算定基準単位数(B)+加算給付単位数(C))－新体系移行後の各月の給付単位数(E)}÷新体系実利用延べ日数(D)×1単位の単価

注 障害者支援施設の場合にあっては、上記の算式に基づき、算出した1人1日当たりの助成額について、施設入所支援の助成額とする(施設入所支援の利用者1人1日につき加算する)こと。

○ 助成算定基準数(A)・・・平成18年3月の実利用者数×30.4日(入所)×90%

平成18年3月の実利用者数×22日(通所)×90%

※ 平成18年3月においてサービス提供実績がない場合又は平成18年4月から9月までの間に定員の増を行った場合については、新体系へ移行した月の前月における実利用者数とする。

○ 助成算定基準単位数(B)・・・{〔(「助成算定基準数(A)」×「平成20年4月改定前の当該施設の区分Aの単位数」)
－(「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」×「新体系移行月の前月における当該施設の区分Aの単位数」)〕×0.9+「新体系移行月の前月における当該施設の基本報酬単位数(激変緩和加算などの各種加算を除いたもの)」

※ (「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」×「新体系移行月の前月における当該施設の区分Aの単位数」)
が(「助成算定単位数(A)」×「平成20年4月改定前の当該施設の区分Aの単位数」)を上回る場合においても、
助成算定基準単位数(B)を算定すること。

○ 加算給付単位数(C)・・・新体系移行前の直近1月間の加算給付単位数

○ 新体系実利用延べ日数(D)・・・新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

○ 新体系移行後の各月の給付単位数(E)・・・当該事業所の全ての利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中の
「給付単位数」の合計額

イ 旧知的障害者地域生活援助又は旧精神障害者地域生活援助が移行する場合

① 旧知的障害者地域生活援助の場合

$$\{(\text{区分Ⅰ助成算定基準数(B)} \times \text{平成18年4月から9月までの間の知的障害者共同生活援助の区分Ⅰの所定単位数} + \text{区分Ⅱ助成算定基準数(C)} \times \text{平成18年4月から9月までの間の知的障害者共同生活援助の区分Ⅱの所定単位数}) - \text{新体系移行後の各月の給付単位数}\} \div \text{新体系実利用延べ日数(A)} \times 1 \text{ 単位の単価}$$

② 旧精神障害者地域生活援助の場合

$$(\text{助成算定基準数(D)} \times \text{平成18年4月から9月までの間の旧精神障害者共同生活援助の所定単位数} - \text{新体系移行後の各月の給付単位数}) \div \text{新体系実利用延べ日数(A)} \times 1 \text{ 単位の単価}$$

○ 新体系実利用延べ日数(A)・・・新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

○ 区分Ⅰ助成算定基準数(B)・・・平成18年3月の区分Ⅰの利用者に係る実利用者数×30.4日×90%

○ 区分Ⅱ助成算定基準数(C)・・・平成18年3月の区分Ⅱの利用者に係る実利用者数×30.4日×90%

○ 助成算定基準数(D)・・・平成18年3月の実利用者数×30.4日×90%

※ 平成18年3月においてサービス提供実績がない場合又は平成18年4月から9月までの間に定員の増を行った場合については、平成18年9月における実利用者数とする。

ウ 精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センターが移行する場合

$$(\text{助成算定基準単位数(B)} - \text{新体系移行後の各月の給付単位数}) \div \text{新体系実利用延べ日数(A)} \times 1 \text{ 単位の単価}$$

注 国庫補助基準額には、本体基準単価に加え、各種加算を含む。

○ 新体系実利用延べ日数(A)・・・新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

○ 助成算定基準単位数(B)・・・

(国庫補助基準額が年額の場合) 新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円×90%

(国庫補助基準額が月額の場合) 新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額÷10円×90%

(3) 生活介護及び施設入所支援の基本報酬の算定構造変更に伴う激変緩和措置

$(\text{助成算定基準単位数 (A)} - \text{各月の本体報酬単位数 (B)}) \div \text{各月の実利用延べ日数 (C)} \times 1 \text{ 単位の単価}$

注1 各種減算（定員超過利用減算、公立減算等）を受けている場合、「平成 21 年 4 月以降の各月における基本報酬単位数」については、減算を行う前の単位数とする。

注2 障害者支援施設における「助成算定基準単位数」及び「各月の本体報酬単位数」については、生活介護（行っている場合のみ）及び施設入所支援の単位数の合計によって算出することとし、「各月の実利用延べ日数」については、施設入所支援利用者の実利用延べ日数とする。

- 助成算定基準単位数 (A) …平成 21 年 3 月における基本報酬単位数（各種加算を除いたもの） $\times 90\%$
- 各月の基本報酬単位数 (B) …平成 21 年 4 月以降の各月における基本報酬単位数 + 人員配置体制加算単位数
+ 夜勤職員配置体制加算
- 各月の実利用延べ日数 (C) …各月 1 月間の利用者の利用日数の合計数

4 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

5 補助割合

(1) 障害者施設の場合

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

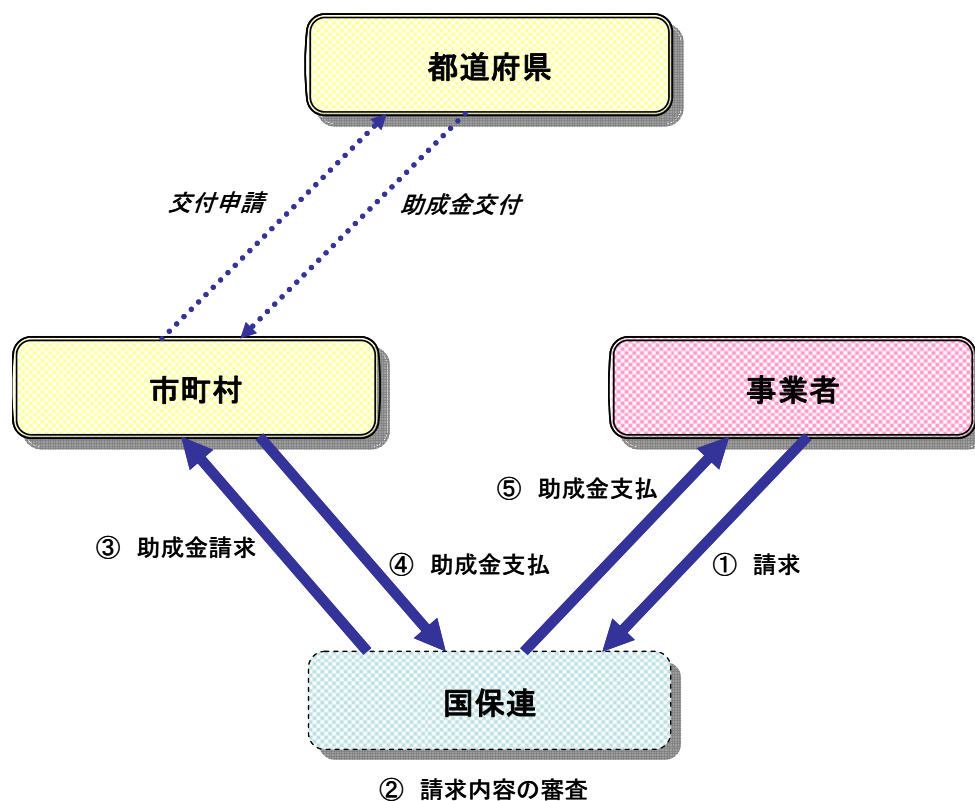
(2) 障害児施設の場合

国：1／2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）：1／2

6 実施時期

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。(平成 21 年 4 月実績分の請求から対象となる。)

7 請求から支払いまでの流れ



(1) 請求

事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国民健康保険団体連合会に対し、本助成金を請求する。

(2) 請求内容の審査

(1)の請求内容を国民健康保険団体連合会が審査する。

(3) 助成金の請求

国民健康保険団体連合会は介護給付費等と併せて、市町村に対し、助成金を請求する。

(4) 助成金の支払

市町村は国民健康保険団体連合会に対し、介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

(5) 国民健康保険団体連合会は事業者に対し、介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

注 国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託しない場合については、審査支払事務を市町村が行うこととなる。

8 運用上の留意事項について

- (1) 各種減算（定員超過利用減算、公立減算等）を受けている新体系事業所については、減算を行う前の単位数を「新体系移行後の各月の給付単位数」として、助成額の算定を行うこと。
- (2) 1つの施設から複数の施設（多機能型事業所等）に移行した場合には、当該複数の施設の給付単位数を合算したものを「新体系移行後の各月の給付単位数」とする。
- (3) 利用者数が著しく減少した事業所の取扱い

利用者を同一法人の他の事業所に移したため、利用者数が著しく減少した場合については、必要以上に保障額が大きくなってしまうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模を踏まえた適切な水準となるよう、各都道府県等の判断により調整を行うことが可能である。

ただし、直ちに保障水準を引き下げるとは事業所の運営に大きな影響を与えることから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うこととし、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の配慮をされたい。

（例）旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、利用定員を減らし、利用定員 20 人の就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合（→他の 20 人については、元々存在した別の就労継続支援 B 型の事業所を増築し、そちらに移ってサービスを利用している場合）

○取扱い例：算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に $20/40$ を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。
等